

令和 5 年 9 月 8 日

静岡県環境審議会
会長 藤川 格司 様

静岡県環境審議会水質部会
部会長 谷 幸則

河川における環境基準の水域類型の見直しについて（報告）

令和 5 年 6 月 2 日付け環生第 48 号による諮問に基づき、当水質部会に付託されたこのことについて、審議の結果、別添のとおり結論を得たので報告します。

河川における環境基準の水域類型の見直しについて

水質部会報告

令和 5 年 9 月 8 日

静岡県環境審議会水質部会

1 経緯

静岡県環境審議会は、令和5年6月2日付け環生第48号にて、静岡県知事から沼川下流水域等5水域における環境基準の水域類型の見直しについて諮問を受けた。

このことに関する検討を静岡県環境審議会から付託された当水質部会は、以下のとおり審議を行った。

2 見直し対象5水域

- (1) 沼川下流水域
- (2) 興津川下流水域
- (3) 丸子川水域
- (4) 逆川下流水域
- (5) 伊佐地川水域

3 部会開催経過

開催日	審議事項
令和5年7月21日	<ul style="list-style-type: none">・沼川下流水域等5水域における環境基準の水域類型の見直し・審議会報告案について

4 審議内容

水質部会では、「河川における環境基準の水域類型の見直しに係る基本方針」に基づき審議した。

審議においては、常時監視におけるBOD75%水質値、pH、SS等の環境基準達成状況の推移、流域市及び河川管理者の意見を確認し、類型の見直しをすべき水域かどうか、また、当てはめる類型等について検討した。

5 審議結果

沼川下流水域等5水域について、諮問のとおり上位類型への見直しが適当である。

(1) 沼川下流水域

沼川下流水域は静岡県告示第276号（平成11年3月26日）により、昭和第二放水路分岐点から下流を「河川D」に指定し、達成期間は「直ちに達成」としている。

環境基準点の「沼川新橋」のBOD75%水質値は、16年間「河川C」の環境基準を達成しており、7年間「河川B」の環境基準を達成している。

pH、SS平均値、DO平均値は「河川B」の環境基準を継続して達成しているが、大腸菌群数平均値は平成30年度から令和2年度までの調査で「河川B」の環境基準を達成していない。

流域の沼津市からは反対の意見がなかったものの、富士市からは「干満の影響で、BODの値が高くなる時間帯があり、また、大腸菌数に関する知見が少なく上位の環境基準を達成できるか不明確であるため反対する」旨の意見が提出された。

富士市では、通日調査の結果から、「満潮時は、沼川の近傍に位置する岳南排水路の排水が逆流し、沼川の水質に影響を与えている」と想定している。しかし、年間調査のBOD75%水質値は「河川B」の環境基準を達成している。

また、国及び他県では大腸菌群数が環境基準非達成であってもBOD75%水質値の環境基準達成状況をもって水域類型の見直しを実施しており、本県においても同様の方法で見直しを実施するのが適当であると判断する。

したがって、水域類型を見直し「河川B」とするのが適当である。

また、達成期間は、既に環境基準を継続して達成しているため「直ちに達成」とすることが適当である。

なお、4年連続してBOD75%水質値が上位の基準を達成している沼川上流水域（河川C）について、令和5年度の調査結果を踏まえ、見直しを検討すること。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点		類型	達成期間
昭和第二放水路分岐点から下流	河川D	直ちに達成	H11.4.1 見直し	沼川新橋	⇒	河川B	直ちに達成

(2) 興津川下流水域

興津川下流水域は静岡県告示第 510 号（昭和 47 年 6 月 23 日）により、八幡橋から下流の興津川本流の水域類型を「河川 B」に指定し、達成期間は「3 年」としている。

環境基準点の「浦安橋」の BOD75% 水質値は、15 年間「河川 A」及び「河川 AA」の環境基準を達成している。

pH は令和元年度、3 年度及び 4 年度の調査で「河川 AA」の環境基準を達成している。SS 平均値、DO 平均値は「河川 AA」の環境基準を継続して達成しているが、大腸菌群数平均値、大腸菌数 90% 水質値は「河川 AA」の環境基準を達成していない。

流域の静岡市から、「大腸菌数及び大腸菌群数について、「河川 AA」の環境基準に適合した実績がない。また、河川水質の向上に必須となる下水処理の普及が現計画から拡大予定がなく、興津川左岸及び上・中流域では将来も下水道整備を行わないことから、現状からの大幅な水質向上が見込めないため見直しに反対する」旨の意見が提出された。

しかし、国及び他県では大腸菌群数が環境基準非達成であっても BOD75% 水質値の環境基準達成状況をもって水域類型の見直しを実施しており、本県においても同様の方法で見直しを実施するのが適当であると判断する。

したがって、水域類型を見直し「河川 AA」とするのが適当である。

また、達成期間は、既に環境基準を継続して達成しているため「直ちに達成」とすることが適当である。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点		類型	達成期間
八幡橋から下流の興津川本流	河川 B	3 年	S47.8.1	浦安橋	⇒	河川 AA	直ちに達成

(3) 丸子川水域

丸子川水域は静岡県告示第 493 号（平成 16 年 4 月 20 日）により丸子川本流の水域類型を「河川 C」に指定し、達成期間は「5 年を超える期間で可及的速やかに達成」としている。

環境基準点の「ぺったん橋」の BOD75% 水質値は、16 年間「河川 B」の環境基準を達成しており、13 年間「河川 A」の環境基準を達成している。

pH は令和 4 年度の調査を除き「河川 A」の環境基準を達成している。SS 平均値、DO 平均値は「河川 A」の環境基準を継続して達成しているが、大腸菌群数平均値は令和 3 年度までの調査において「河川 A」の環境基準を達成していない。

流域の静岡市から、「大腸菌数及び大腸菌群数について、環境基準に連続して適合した実績がないため見直しに反対する」旨の意見が提出された。

しかし、国及び他県では大腸菌群数が環境基準非達成であっても BOD75% 水質値の環境基準達成状況をもって水域類型の見直しを実施しており、本県においても同様の方法で見直しを実施するのが適当であると判断する。

したがって、水域類型を見直し「河川 A」とするのが適当である。

また、達成期間は、既に環境基準を継続して達成しているため「直ちに達成」とすることが適当である。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	類型	達成期間
丸子川本流	河川 C	5 年を超える期間で可及的速やかに達成	H16. 5. 1	ぺったん橋	河川 A	直ちに達成

(4) 逆川下流水域

逆川下流水域は静岡県告示第187号（平成4年3月6日）により鞍下橋から下流の逆川本流を「河川C」に指定し、達成期間は「直ちに達成」としている。

環境基準点の「曙橋」のBOD75%水質値は、15年間「河川B」の環境基準を達成している。

pH、SS平均値、DO平均値は「河川B」の環境基準を継続して達成している。

流域市及び河川管理者から、水域類型の「河川B」の見直しに反対する旨の意見は提出されていない。

したがって、水域類型を見直し「河川B」とするのが適当である。

また、達成期間は、既に環境基準を継続して達成しているため「直ちに達成」とすることが適当である。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点		類型	達成期間
鞍下橋から下流の逆川本流	河川C	直ちに達成	H4.4.1	曙橋	⇒	河川B	直ちに達成

(5) 伊佐地川水域

伊佐地川水域は静岡県告示第510号（昭和47年6月23日）により、内山橋から上流の伊佐地川本流の水域類型を「河川B」に指定し、達成期間は「3年」としている。

環境基準点の「中之谷橋」のBOD75%水質値は、11年間「河川A」の環境基準を達成している。

pHは直近5年間のうち令和2年度の調査を除き「河川A」の環境基準を達成していない。SS平均値、DO平均値は「河川A」の環境基準を継続して達成しているが、大腸菌群数平均値、大腸菌数90%水質値は「河川A」の環境基準を達成していない。

流域の浜松市から、「大腸菌数について、環境基準の達成状況を確認する上でデータの蓄積が不足していると考えられるため見直しに反対する」旨の意見が提出された。

しかし、国及び他県では大腸菌群数が環境基準非達成であってもBOD75%水質値の環境基準達成状況をもって水域類型の見直しを実施しており、本県においても同様の方法で見直しを実施するのが適当であると判断する。

したがって、水域類型を見直し「河川A」とするのが適当である。

また、達成期間については、既に環境基準を継続して達成しているため「直ちに達成」とすることが適当である。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点		類型	達成期間
内山橋から上流の伊佐地川本流	河川B	3年	S47.8.1	中之谷橋	⇒	河川A	直ちに達成